

定額減税説明会のご案内

令和6年度の「税制改正の大綱」が令和5年12月に閣議決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年6月以降の所得税及び個人住民税から定額減税が実施されることとなります。

1 定額減税の概要

- ・ デフレ脱却のための一時的な措置として、所得税及び個人住民税の減税を実施（※1）
- ・ 所得税の減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円（※2）
- ・ 給与所得者については、令和6年6月以降の源泉徴収税額から減税

（※1） 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える場合は対象外

（※2） 個人住民税については、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を所得割の金額から減税

2 説明会の主な内容

定額減税についての解説動画（30分程度）を上映後、質疑応答を実施します。

3 説明会の日程

開催月	日時		定員	開催場所	連絡先
令和6年3月	3月29日（金）	10:00～11:30	20名	粉河納税協会 3階会議室 紀の川市粉河882-8	粉河税務署 法人課税第1部門 0736-73-4288 (源泉所得税担当)
令和6年4月	4月19日（金）	10:00～11:30	150名	かつらぎ総合文化会館 A Vホール 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2454番地	
	4月26日（金）	10:00～11:30	150名		
		13:30～15:00	150名		
令和6年5月	5月17日（金）	10:00～11:30	150名		
		13:30～15:00	150名		
	5月24日（金）	10:00～11:30	150名		
		13:30～15:00	150名		

- 説明会は**事前予約制**とさせていただきますので、国税庁LINE公式アカウントを利用し、事前にお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加いただくことで事前予約が可能となります（LINEのホーム画面で「国税庁」又は「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。）。



【国税庁LINE
公式アカウント】

- LINEアプリをご利用でない方は、上記連絡先へのお電話によるご予約も可能です。
- お申込み及びキャンセルは各開催日の前日17時まで可能です。
- 定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

LINEでの事前予約の流れ

トーク ⇒ 申告相談又は説明会出席の申込 ⇒ 定額減税の説明会に申し込む（源泉徴収義務者の方） ⇒ 会場・日時を選択 ⇒ 「申込」をタップで完了

国税庁ホームページにおいて開設されている「定額減税特設サイト」では、パンフレットや具体的な事例を記載したQ&A等を掲載していますので、併せてご確認ください。



【定額減税特設サイト】

〈 共催 〉



粉河税務署
(公社) 粉河納税協会